

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により届出があった大規模小売店舗について唐津市長及び地元住民から提出された法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第 8 条第 3 項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 26 日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：唐津商業施設

所在地：佐賀県唐津市鏡 3 7 0 9－1 外

2 届出の内容

（１）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- ・来客が駐車場を利用することができる時間帯

3 意見の概要

意見なし

4 意見書の縦覧

（１）縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

（２）縦覧期間

令和 8 年 8 月 26 日から

令和 8 年 9 月 26 日まで